

平成 28 年度
定期監査報告書

キセラ川西整備部
会計課
市議会事務局
公平委員会
農業委員会事務局

川西市監査委員

平成29年10月25日

川西市長
大塩民生様

川西市監査委員 小林 宏

川西市監査委員 岩本 吉志子

川西市監査委員 福西 勝

定期監査報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、別紙のとおりです。
同条第9項の規定に基づき提出します。

記

キセラ川西整備部
会計課
市議会事務局
公平委員会
農業委員会事務局

定期監査報告書

1 監査の種別

定期監査（地方自治法第 199 条第 4 項）

2 監査の対象

下記の監査対象部局に係る平成 28 年度（28 年 4 月 1 日～29 年 2 月 28 日）の財務に関する事務の執行を主体に監査を実施した。

なお、市議会事務局の政務活動費については、27 年度分を対象に監査を実施した。

また、必要に応じて地方自治法第 199 条第 2 項に基づく事務の執行についても監査を実施した。

キセラ川西整備部 キセラ川西推進室 地区推進課、地区整備課
（平成 29 年度はみどり土木部）

会計課

市議会事務局

公平委員会

農業委員会事務局

3 監査の期間

平成 29 年 4 月 10 日から同年 6 月 30 日まで

4 監査の方法

監査対象部局に対し、平成 28 年度の財務に関する書類（29 年 2 月 28 日現在等）の提出を求め、予算の執行が適正かつ効率的に行われているか、財務に関する事務が法令の諸規定に準拠して処理されているかを主眼点として、関係書類を調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情聴取を行った。

なお、市議会事務局のうち政務活動費に関する監査について、小林監査委員、福西監査委員は、地方自治法第 199 条の 2 の規定により、除外とした。

5 監査の結果

監査の結果、次のとおり事務処理の一部に改善、検討を要する事例が見受けられたので、適正な事務の執行に留意されたい（指摘事項等は、それぞれ監査時点のものである）。

留意、改善すべき事項のうち、軽微な事項については、その都度、口頭で指示したので省略している。

なお、前回の定期監査で指摘した事項について、措置又は改善がされていないものが見受けられたので、適正な事務処理が行われるよう改めて改善に取り組まされたい。

（注）本報告書における表示方法は、以下のとおりである。

- | | |
|-------------|----------------------------|
| （1）文中の金額 | 万円単位で表示している場合、表示単位未満の端数は切捨 |
| （2）文中・表中の比率 | 表示単位未満の端数は、四捨五入 |

《 地区推進課 》

1 中央北地区整備事業用地等に係る管理等の事務委託契約について

中央北地区整備事業用地等の管理や活用等の事務を一般財団法人川西市都市整備公社（以下、「公社」という。）に委託している。

毎年度、市が委託料を算定し年4回に分けて概算で支払い、年度末に公社から実績報告書の提出を受け、委託金額（事務に要した経費から当該用地に係る不動産貸付収入等の収益を差し引いた金額）を確定し、精算を行っている。

委託料の支払い事務に次の点が見受けられたので留意されたい。

概算で支払った委託料（7,500,000円）と実績額（3,305,257円）との差が大きく、精算により多額の戻入（4,194,743円）が生じていた。予算を有効に活用するためにも、委託料の算定方法を精査されたい。

公社から提出された実績報告書において、収支の明細書は添付されていたが、領収書等は添付されていなかった。当該委託料は公社が当該事務を行うために支出した経費等を支払うものであり、実績報告書の確認にあたってはより厳密な対応が必要であることから、領収書など支出の証拠書類の提出を求められたい。

2 不動産鑑定業務等における契約書等の作成について

不動産鑑定業務等において、予算科目を手数料で執行されているが、金額が50万円を超える業務について契約書を作成する必要があるものの、作成が省略され、また50万円以下の業務についても請書が徴されていない事例が見受けられた。

50万円を超える業務としては、保留地売却の参考のための不動産鑑定業務（金額：646,920円、対象地：2街区1-1 外3件）があり、契約書の作成が省略されていた。また50万円以下の業務としては、不動産鑑定業務（金額：189,000円、対象地：14街区4 外1件）、土地分筆登記に伴う地積測量図作成業務（金額：151,200円）があり、どちらも請書が徴されていなかった。

市契約規則第41条第1号では、「1件の契約金額が50万円以下の工事の請負（設計、測量及び調査の委託、物件供給及び製造請負を含む）契約を締結するとき」に契約書の作成を省略することができるとしているが、契約書の作成を省略する場合でも、「契約の適正な履行を確保するため必要があると認めるときは、契約の相手方から請書その他これに準ずる書面を徴さなければならない」とされている。

契約の適正な履行を確保するためにも、事務手続きに留意されたい。

3 中央北地区 P F I 事業の変更協定に係る支出負担行為書について

中央北地区 P F I 事業の第 1 回変更協定の締結によって、協定額が当初協定の金額である 1,593,081,875 円から、2,464,989,930 円に変更（871,908,055 円の増額）されている。

これを受けて、支出負担行為書（変更）を作成しているが、変更増額した支出負担行為額が 871,907,055 円となっており、本来変更増額すべき金額である 871,908,055 円に比べ 1,000 円少なくなっている。支出負担行為書は支出の原因となるべき契約その他の行為に基づいて作成されるものであることから、適切な金額を計上するよう留意されたい。

4 委員報酬・報償費等における金額の根拠について

委員報酬等の根拠を確認したところ、金額の根拠規定や決裁文書がない事例が見受けられたため、説明責任及び透明性の確保のためにも、金額の妥当性を検証し決裁文書等により根拠を明確にされたい。

5 随意契約締結事務について

市では、地方自治法及び地方自治法施行令並びに市契約規則に基づき、随意契約により契約を締結する場合において、個々の契約ごとに技術面の特殊性、経済的合理性、緊急性、あるいは市民サービスの維持・向上を念頭に置いた持続可能性等を客観的かつ総合的に判断し、その経緯・理由を整理することにより、契約事務の公平性及び透明性を保持するとともに、市民生活の安定と経済性の確保を図ることを目的に「随意契約の事務処理にかかるガイドライン」を策定し、これに基づき随意契約締結事務が行われている。

随意契約に係る決裁文書を確認したところ、以下の業務において、随意契約理由及び適用条項の記載がない事例が見受けられたため、随意契約による場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号のいずれに該当するか明確にしたうえで、具体的な経緯や理由を整理されたい。

- ・不動産鑑定業務
- ・土地分筆登記に伴う地積測量図作成業務
- ・中央北地区整備事業用地除草業務

6 保管現金について

高速道路使用料については、資金前渡職員が月初に一定額の現金を受け取り、そこから高速道路等の使用料を支払い、月末に精算・戻入処理を行っている。受け取った使用料（現金）は、常時、課の金庫で保管しているが、資金前渡での受け入れや使用料の支払など現金の入出金を記載した帳簿（現金出納帳）が作成されていなかった。

現金の管理にあたっては、現金出納帳を作成して、入出金を記録し、定期的に出納帳残高と保管現金を確認されたい。

《 地区整備課 》

1 公共施設整備事業について

(1) 公共施設整備率及び宅地整地率について

平成 28 年度末における公共施設整備率は 46.9%（施工区域内の道路について、整備予定総延長 4,411m に対する整備済み延長 2,068m の比率により算出）で、宅地整地率は 63.6%（施工区域内の宅地について整地予定総面積 117,539 m² に対する整地済み面積 74,802 m² の比率により算出）である。

公共施設整備率については 30 年度末に、宅地整地率については 29 年度末に 100% に達する見込みとなっているが、整地工事を行う際に、地下から粘土等が出土することがあり、その場合大幅な工期の延長を要し事業全体の進捗に影響が出る恐れがあるので、引き続き工事の適切な進捗管理に努められたい。

(2) 土壌汚染対策について

土壌汚染土地台帳は、土壌汚染対策法に基づく兵庫県への届出を行なう際に必要となるもので、土地の使用履歴や調査結果を整理したものである。28 年度末までに土壌汚染土地台帳は 312 筆分を整理しており、29 年度以降、工事の進捗に合わせて 67 筆分を整理する予定としている。

キセラ川西地区内における土壌汚染対策の課題として、当該届出後の兵庫県による確認までに時間を要し、工事の着手時期が遅れている点及び工期短縮のために当該調査と対策工事を同時発注することで、調査の結果如何によっては対策工事費の変更額が増大する可能性がある点が挙げられるので、これらの課題に留意しながら土壌汚染対策の適切な進捗管理に努められたい。

2 ガス設備の移転補償契約について

ガス設備の移転補償契約に係る決裁文書について確認したところ、当該契約の決裁前に当該移転に係る工事が開始されている事例が見受けられたので、契約締結について、遅滞することなくできるだけ速やかな事務手続きに留意されたい。

会計課

1 資金管理の基礎となる資金計画の正確性について

毎月 20 日までに、各課の翌月・翌々月における資金計画表（歳入 200 万円以上、歳出 100 万円以上）の提出を受け、これに市税等の見込額を加えて市全体の資金計画を策定している。その結果、資金不足が見込まれる場合は、資金計画上の誤差を見込んだうえで、基金からの繰替運用額及び繰替期間を算定し、財政課と調整のうえ、支払資金に充てている。

しかし、金額の大きい歳入・歳出の計上漏れや見込み誤り、記入誤りなど、正確でない資金計画表が提出され、資金収支の見込みが現実と乖離している事例が見受けられた。具体的には、補助金 2 億円の歳入が翌月に変更されたり、資金計画表に未計上である 1 億円の支払いが生じたことがあった。効率的・効果的な資金運用のため、あるいは基金残高の減少に伴う資金不足のリスクを回避するために、資金管理は非常に重要であり、その基礎となる資金計画表には正確性が求められている。

資金計画表の正確性を高めていくためには、全庁的な関係各課の協力が不可欠であり、懸念される資金不足と資金計画表の重要性について、所属長を通じて周知を図るなど、職員の意識と理解を深め、より正確な資金管理に努められたい。

2 臨時職員の賃金等について

臨時職員の平成 28 年 4、5 月分の時間外勤務手当において、60 時間を超えた部分に対する支給額の算定方法が認識されておらず、支給額に誤りがあった。

出勤票兼報酬・賃金支給額計算書を作成する際には、支給額の算定に誤りがないか、作成者及び所属長の双方が確認を行うことで誤支給が生じないよう徹底されたい。

また、28 年度においては、一部臨時職員の時間外勤務が長時間に及んだ月があったことから、次年度以降に繰り返されることのないよう、事務体制を整えられたい。

3 収納業務委託業者への検査について

地方自治法施行令第 158 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市は地方税の収納事務を委託しており、同条 3 項に「会計管理者は、受託者について、定期及び臨時に地方税の収納の事務の状況を検査しなければならない。」との規定がある。この検査が実施されていないことから、他市等における実施状況を参考にするなど、今後の実施に向けて具体的な検討を進められたい。

市議会事務局

1 政務活動費について

政務活動費は、「川西市議会政務活動費の交付に関する条例」に基づき、市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、会派に交付されている。

各会派の経理責任者より議長あてに提出された平成 27 年度の収支報告書及びその証拠書類を抽出確認したところ、次の事例が見受けられたため、事務取扱いを明確にするなどの検討が望まれる。

政務活動費の支出の際に、議員個人のクレジットカードや店舗カードの利用によりポイントが付与されており、公私の区分が不明確となっていた事例。

政務活動費の証拠書類に、提出する必要がない議員個人の支出明細が含まれていた事例。

政務活動費の執行に係る事務手続き（以下、「内規」という。）の支出基準に定めのない、督促手数料（印刷機等借上料に係るもの）の支出が行われていた事例。

政務活動費の支出がされていたが、内規に定めのある実績報告書の提出がなされていない事例。

政務活動費は年度毎の支給（単年度収支）であるが、資料作成費としての消耗品が年度末に購入され、年度内の使用物品が不明である事例。

2 プロポーザル方式による業者選定について

各種会議の記録を迅速かつ正確に作成するため、ノウハウと経験等を有する労働者を活用することとし、会議録作成等に係る労働者派遣業務について、プロポーザル方式により提案者の参加を求め、業者選定を行っている。

当該業務が市プロポーザル方式実施ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）に基づき業者選定がなされているか確認したところ、次のとおり、ガイドラインと不整合となっている事例が見受けられたため、適正な事務手続きに留意されたい。

ガイドライン第 5 条において、「プロポーザル方式による評価を行うための実施要領及び評価委員会設置要領を作成するものとする。」と規定されているが、評価委員会設置要領の作成及び評価委員会の設置がいずれもなされていなかった。

また、同条第 2 項において、実施要領で規定する事項として「提案限度額」と定められているが、予算額が記載されているのみで、限度額が記載されていなかった。

受託者が決定した後は、ガイドライン第 11 条第 3 項において、業務名や履行期間等を公表することが定められているが、公表がなされていなかった。

公平委員会

予算執行状況及び事務処理状況について関係書類を調査したところ、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

農業委員会事務局

1 遊休農地対策に関する取り組みについて

平成 28 年 4 月 1 日から、改正された「農業委員会等に関する法律」の施行により、農業委員会の最も重要な事務は、農地等の利用の最適化を推進していくことであると明確にされた。その中心となるのが遊休農地の発生防止・解消であり、全ての農地を対象に利用状況調査（農地パトロール）を実施している。

利用状況調査の結果を受け、遊休農地所有者に対して文書送付等の利用意向調査を実施しているが、調査に対して反応のない所有者等もいるため、農地の保全や管理をさらに指導していく必要がある。法改正後の農業委員会制度において、必須事務となった遊休農地対策に関する取り組みを強化していくために、農地所有者へのより積極的な働きかけに努められたい。